

利用の流れ（民間企業勤務・職場介助）

①関係者間で支援計画書作成、市町村等確認

【利用検討時点】

利用検討時点で、**障がい福祉課就労支援係へ事前にご相談ください。**

【関係者】

- ・利用者
- ・事業主
- ・指定重度訪問介護事業者
- ・指定特定相談支援事業者
- ・その他支援者 等

【市町村等確認】

機構へ支援計画書を提出する前に**利用者の居住する区**の区役所健康福祉課障がい福祉係・担当へ、『今後、特別事業の利用申請をする』旨を知らせるため、窓口で職員へ提示し、「市町村等確認使用欄」へサインを受けてください。

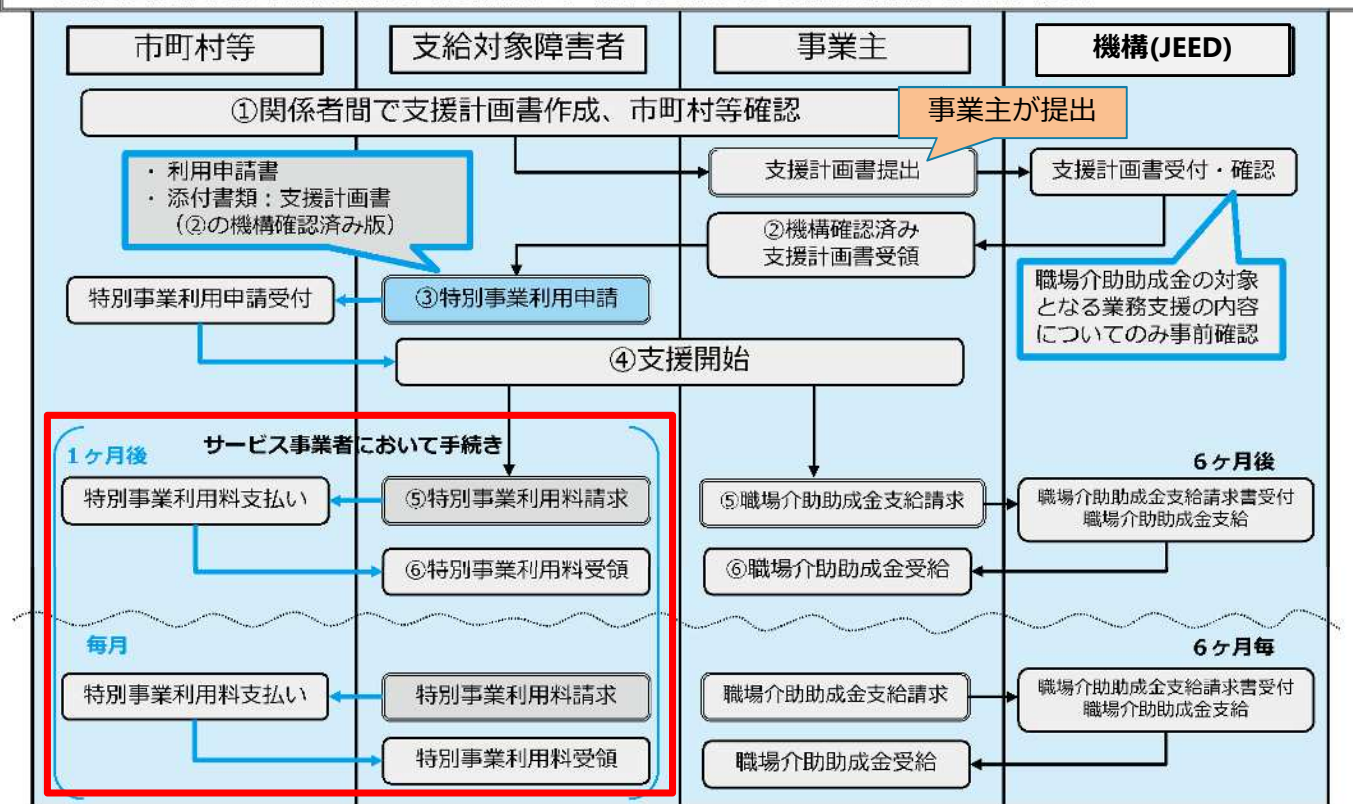
③特別事業利用申請

利用者の居住する区の区役所健康福祉課障がい福祉係・担当へ提出

⑤特別事業利用料請求

特別事業の対象期間は、利用開始日～**直近3月末日**まで

- 関係者間で支援計画書を作成（市町村等が確認）（①）し、機構にて支援計画書を確認の上、機構から事業主に返戻（②）
- 支給対象障害者→市町村等に対し、機構確認済みの支援計画書を添付書類として特別事業の利用申請（③）し、特別事業利用開始に合わせて機構助成金の利用開始（④）
- サービス事業者→市町村等に対して特別事業利用料請求（代理受領）と 市町村等→サービス事業者に対して利用料支払い
事業主→機構に対して職場介助助成金の支給請求と 機構→企業に対して職場介助助成金の支給（⑤⑥）



利用の流れ（民間企業勤務・通勤援助）

①関係者間で支援計画書作成、市町村等確認

【利用検討時点】

利用検討時点で、**障がい福祉課就労支援係へ事前にご相談ください。**

【関係者】

- ・利用者
- ・事業主
- ・指定重度訪問介護事業者
- ・指定特定相談支援事業者
- ・その他支援者 等

【市町村等確認】

機構へ支援計画書を提出する前に**利用者の居住する区**の区役所健康福祉課障がい福祉係・担当へ、『今後、特別事業の利用申請をする』旨を知らせるため、窓口で職員へ提示し、「市町村等確認使用欄」へサインを受けてください。

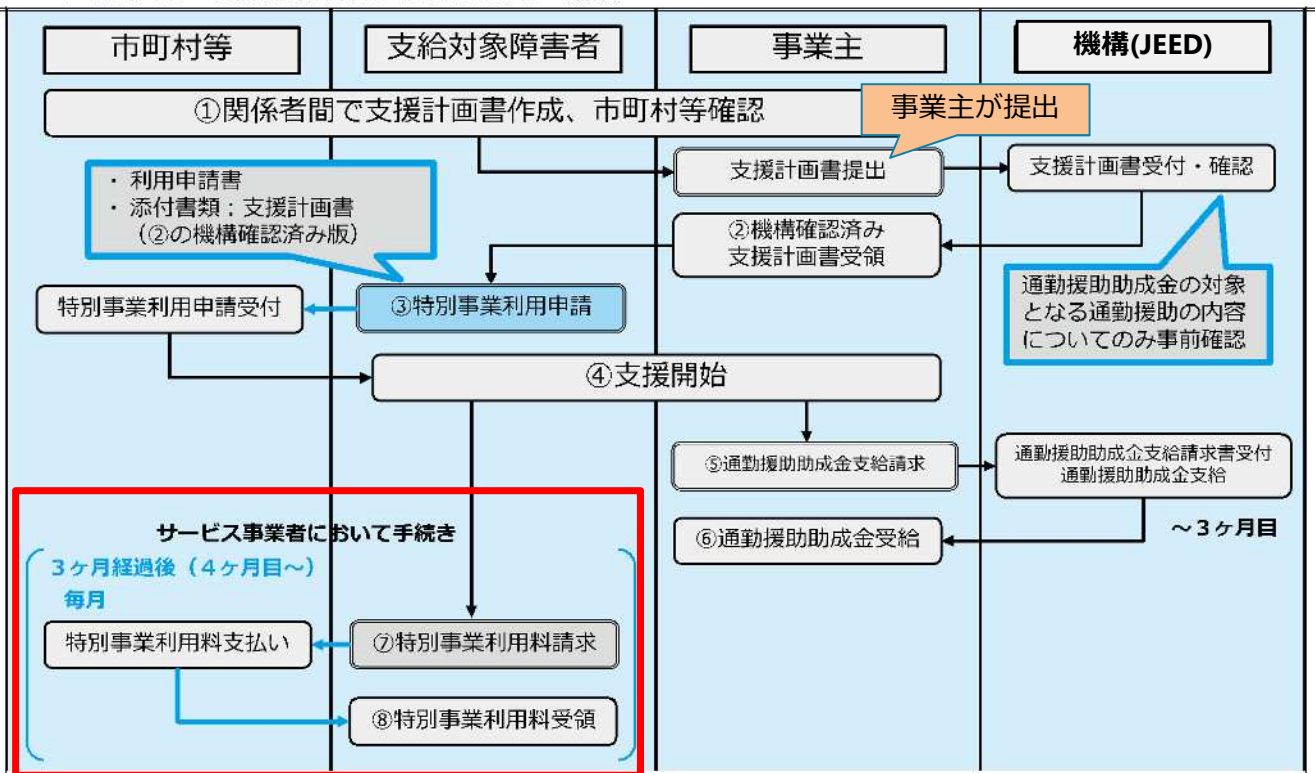
③特別事業利用申請

利用者の居住する区の区役所健康福祉課障がい福祉係・担当へ提出

⑦特別事業利用料請求

各年度、開始3か月間は、機構の助成金対象のため、**開始4か月目以降は～各年度3月末日までが特別事業の対象**

- 関係者間で支援計画書を作成（市町村等が確認）（①）し、機構にて、支援計画書を確認の上、機構から事業主に返戻（②）
- 支給対象障害者→市町村等に対し、機構確認済みの支援計画書を添付書類として特別事業の利用申請（③）し、特別事業利用開始に合わせて機構助成金の利用開始（④）
- 企業→機構に対して通勤援助助成金（3か月）の支給請求と 機構→企業に対して通勤援助助成金の支給（⑤⑥）
- （4か月目以降）サービス事業者→市町村等に対して特別事業利用料請求（代理受領）と 市町村等→サービス事業者に対して利用料支払い（⑦⑧）



利用の流れ（自営業者等の方）

- 関係者間で支援計画書を作成（①）
- 本人→市町村等に対し、特別事業の利用申請（②）し、特別事業利用開始（③）
- サービス事業者→市町村等に対して事業利用料請求（代理受領）と市町村等→サービス事業者に対して利用料支払い（④）

①関係者間で支援計画書作成

【利用検討時点】

利用検討時点で、障がい福祉課就労支援係へ事前にご相談ください。

【関係者】

- ・利用者
- ・指定重度訪問介護事業者
- ・指定特定相談支援事業者
- ・その他支援者 等

②特別事業利用申請

利用者の居住する区の区役所健康福祉課障がい福祉係・担当へ提出

④特別事業利用料請求

利用開始日～直近3月末日までが対象

